

北名古屋市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年10月31日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

4 北 学 第 8 1 1 号

令和4年10月26日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年10月7日付け4北監第45号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課：小中学校＞

1 【指摘事項】

(1) 情報機器の保管場所について

常時貸与していない一部の情報機器について、施錠せず誰でも持ち出せる場所に保管している学校があるが、施錠できる場所で保管管理すること。

(2) 情報機器の管理について

情報機器の保管について管理者を定め、常時貸与していない情報機器の一時的な持ち出しや、故障・修理のための返却等の異動がある場合は、管理者が確認し、持出日、返却日、持出理由、持出者等を記録すること。

(3) 個人情報の取り扱いについて

教師、児童・生徒へ貸与するタブレット端末について、個人情報を記録しないよう定期的に周知すること。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、施錠できる場所で保管管理を適正に行います。

(2) 指摘事項については、是正しました。

(3) 指摘事項については、今後、定期的に周知します。